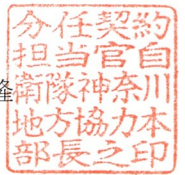


公 告

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長 夏井 隆



一般競争入札の実施について、下記のとおり公告する。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等 : 携帯端末(スマートフォン)及び通信料ほか3件
- (2) 納 期 : 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (3) 納 地 : 自衛隊神奈川地方協力本部

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」の等級が「A」「B」「C」または「D」であり、「関東・甲信越」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りではない。

3 契約条項等を示す場所

自衛隊神奈川地方協力本部総務課事務室

4 競争入札を実施する場所及び日時

- (1) 場 所 : 自衛隊神奈川地方協力本部4F(横浜市中区山下町253-2)
- (2) 日 時 : 令和3年3月5日(金)10時00分～

5 落札決定の方法

- (1) 総額で予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予定価格に達しない場合、再度入札を実施する。この際、初度入札で郵便等による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - ア 場 所 : 自衛隊神奈川地方協力本部4F(横浜市中区山下町253-2)
 - イ 日 時 : 令和2年3月8日(月)10時00分～
- (4) 同額の最低入札者がいる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除 ただし、落札者が契約を結ばないときは落札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除 ただし、契約者がその義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を契約違約金として徴収する。

7 入札書に記載すべき事項

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項に定める事項について誓約いたします。」

8 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者がした入札。
- (2) 入札に関する条項に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札。
- (4) 電報、電話、及びFAXの入札。
- (5) 入札心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約の虚偽があった場合の入札。
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 契約書の作成

- (1) 落札者は遅滞なく契約書を作成提出すること。
- (2) 契約書の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

10 その他

- (1) 代理による入札参加者は、入札時までに「入札委任状」を提出すること。
また、年度内に資格審査結果通知書（写）を提出してない場合は入札開始までに提出すること。
- (2) 郵便等による不在入札は、入札日前日 17 時までの必着分のみ有効とする。
また、送付した際は電話で下記まで連絡すること。

11 問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項の問い合わせ先
自衛隊神奈川地方協力本部総務課会計班（担当：込山）
TEL 045-662-9426（直通） FAX 045-662-9498
- (2) 仕様書に関する事項の問い合わせ先
自衛隊神奈川地方協力本部募集課総括班（担当：岩田）
TEL 045-662-9429（直通） FAX 045-662-9498

調達要求番号：

仕 様 書		
携帯端末（スマートフォン） 及び通信料	作 成	令和3年2月18日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊神奈川地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部において調達する各出張所広報官等が自衛官募集業務に使用する「携帯端末（スマートフォン）及び通信料」について適用する。

2 契約期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3 機 種

機種は、DIGNO J (KYOCERA)、AQUOS sense basic (SHARP) 又は同等品以上とする。

4 調達条件

(1) 使用エリア

人口カバー率が100%程度であること。

(2) 携帯端末（スマートフォン）の電源オフ及び圏外時における機能

通話ができない場合には、留守番電話サービスにつながり、メッセージ録音できること。

(3) 通話明細サービス

通話（1通話ごと）の明細を提示すること。

(4) 維持サービス

契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理又は交換等のサービスが適用できること。

(5) 料金プラン

ア 毎月の通話料は、500分以上の無料通話を含み翌月まで無料通話の繰り越し及び同請求グループ内で分け合う事が出来るプランであること。

イ 毎月のデータ通信料は定額とし、データ容量は7GB以上のものとする。また、データ量超過後は、速度制限により追加料金なしで使用可能なこと。

ウ 既存のプランを解約する事で、違約金等が発生する場合においては、契約相手側が負担するものとする。

(6) 態 勢

請負業者において、本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001 認定を取得しているか又は、それと同等以上の情報セキュリティ態勢が整っていること。

(7) 数 量

携帯端末 60台

(8) 追加機能

ア MDMまたは、それと同等の機能が付加されており、遠隔操作で管理者による使用不可及びデータ消去等の操作ができること。

イ ウイルス対策ソフトがインストールされていること。

(9) 携帯端末

- ア 新規同一機種とし防水、防塵及び耐衝撃機能を有すること。
- イ ディスプレイサイズは、4.0インチ以上6.9インチ以下であること。
- ウ OSは、Android 8.1以上であること。
- エ カメラ機能を有すること。
- オ Eメール機能を有すること。
- カ ジオタグ機能を有すること。
- キ Wi-Fi機能を有すること。
- ク SDカード等、外部記憶媒体が添付されていないこと。
- ケ 付属品として、「使用説明書」「電池パック」「ACアダプター」を1台に対しそれぞれ添付すること。

5 出荷条件等

- (1) 携帯端末の事前設定・管理ラベルの貼付け・指定アプリのプリインストール・アカウントの作成等のキッティング作業を付加すること。
- (2) 携帯端末を適宜包装し、電話番号等を記載して納品すること。
- (3) 納入場所 神奈川県横浜市中区山下町253-2 自衛隊神奈川地方協力本部

6 保 守

- (1) 通信不能等の障害発生時には、契約相手方又は契約相手方が用意する携帯通信事業者のサポート及びサービス保守体制が24時間提供できること。
- (2) 修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。
- (3) 本品には、通常使用の故障に対して、納入日から起算して満1年間は、交換或いは修理等のサービスが付加されていること。

7 検 査

- (1) 納入時、検査を行う。
- (2) 本仕様書によるほか、契約相手側は納品完了後、納品書を提出すること。

8 その他

- (1) 携帯端末1台につき、1アドレス、1アカウントが付与されること。
- (2) 携帯電話番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継ぎ、令和3年4月1日午前0時から使用可能なこと。
- (3) 本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、又は利用しないこと。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合、その都度、官側と調整すること。
- (5) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。

調達要求番号：

仕 様 書		
データ通信用端末（タブレット） 通信料	作 成	令和３年２月１８日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊神奈川地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部において、各出張所広報官が募集広報で使用する「データ通信用端末（タブレット）通信料」について適用する。

2 契約期間

令和３年４月１日～令和４年３月３１日

3 調達範囲

データ通信用端末（タブレット）２１台分に対応するＳＩＭカードの借用及び通信料、インターネット接続サービス料

4 調達条件

(1) 使用するタブレット端末の規格

Lenovo Tab P10 及び Microsoft surface Go

(2) 通信速度

下り最大 75Mbps 以上

(3) 通信方式

LTE、W-CDMA方式

(4) 通信容量

50GB以上

(5) 使用エリア

人口カバー率が100%程度であること。

(6) 利用明細データの提供

毎月のデータ通信に関する利用明細データを提出すること。

(7) 料金プラン

毎月定額とし、インターネットサービスプロバイダ料金及びパケット通信料金を含むものとする。なお、データ通信については、前述の定額費用内で無制限で利用できるものとする。

(8) 態 勢

請負業者において、本件調達を実施・統括する部門は ISO/IEC27001 認定を取得しているか又は、それと同等以上の情報セキュリティ態勢が整っていること。

5 出荷条件等

(1) SIMカードは個包装し、電話番号等を記載して納品すること。

(2) 納入場所 神奈川県横浜市中区山下町 253-2 自衛隊神奈川地方協力本部

6 保 守

- (1) 通信不能等の障害発生時には、契約相手方又は契約相手方が用意する通信事業者のサポート及びサービス保守体制が24時間提供できること。
- (2) 本品には、通常使用の故障に対して、交換或いは修理等のサービスが付加されており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

7 検 査

- (1) 納入時、検査を行う。
- (2) 本仕様書によるほか、契約相手側は納品完了後、納品書を提出すること。

8 その他

- (1) 本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、又は利用しないこと。
- (2) 本仕様書で疑義が生じた場合には、その都度、契約担当官と調整すること。

調達要求番号：

仕 様 書		
データ通信端末通信料	作 成	令和3年2月18日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊神奈川地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部において使用する携帯型パソコン用の「データ通信端末通信料」について適用する。

2 契約期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3 データ通信端末通信料

(1) 月額費用

毎月定額とし、インターネットサービスプロバイダ料金及びパケット通信料金を含むものとする。なお、データ通信については、前述の定額費用内で無制限で利用できるものとする。

(2) 数 量

データ通信端末：11台

(3) 利用明細データの提供

毎月のデータ通信に関する利用明細データを提出すること。

4 データ通信端末

4G及び4GLTEに対応可能であり、LTE実人口カバー率が100%程度であること。

(1) 形状 USBスティックタイプ

(2) インターフェイス USB2.0 High Speed

(3) 通信方式 4G方式（FDD-LTE/AXGP）、3G方式

(4) 通信速度 パケット通信方式

ア 4G 下り最大165Mbps／上り最大10Mbps

イ 4GLTE 下り最大187.5Mbps／上り最大37.5Mbps

ウ 3Gハイスピード 下り最大21Mbps／上り最大5.7Mbps

(5) 通信容量 50GB以上

5 保 守

(1) 通信不能等の障害発生時には、契約相手方又は契約相手方が用意する携帯通信事業者のサポート及びサービス保守体制が24時間提供できること。

(2) 修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

(3) 本品には、通常使用の故障に対して、納入日から起算して満1年間は、交換或いは修理等のサービスが付加されていること。

6 検 査

- (1) 納入時、検査を行う。
- (2) 本仕様書によるほか、契約相手側は納品完了後、納品書を提出すること。

7 その他

- (1) 本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、又は利用しないこと。
- (2) 本仕様書で疑義が生じた場合には、その都度、契約担当官と調整すること。

調達要求番号：

仕 様 書		
携帯電話通話料	作 成	令和3年2月18日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊神奈川地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部において調達する各出張所所長等の部外における通信維持・確保を目的に使用する「携帯電話通話料」について適用する。

2 契約期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3 携帯電話通話料

(1) 料金プラン

毎月の通話料は、500分以上の無料通話を含み翌月まで無料通話の繰り越し及び同請求グループ内で分け合う事が出来るプランであること。

(2) 数 量

携帯電話 24台

(3) 利用明細データの提供

毎月の携帯電話通話料及びメール使用料金に関する利用明細データを提出すること。

(4) 携帯電話本体の形状及び機能

ア 折りたたみ式の新規同一機種とし、色はブラック・シルバー・ホワイトのいずれかとする
こと（シニア向け携帯電話を除く。）。

イ ディスプレイサイズは、3インチ以上であること。

ウ 重量は、約140g以下であること。

エ 連続通話400分以上であること。

オ カメラ機能を有すること。

カ Eメール機能を有すること。

キ 付属品として、「使用説明書」「電池パック」「AC アダプター」を1台に対しそれぞれ添付すること。

4 保 守

(1) 通信不能等の障害発生時には、契約相手方又は契約相手方が用意する携帯通信事業者のサポート及びサービス保守体制が24時間提供できること。

(2) 修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

(3) 本品には、通常使用の故障に対して、納入日から起算して満1年間は、交換或いは修理等のサービスが付加されていること。

5 検 査

(1) 納入時、検査を行う。

(2) 本仕様書によるほか、契約相手側は納品完了後、納品書を提出すること。

6 その他

- (1) 携帯電話番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継げ、令和3年4月1日午前0時から使用可能なこと。
- (2) 本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、又は利用しないこと。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、その都度、官側と調整すること。